

北山村産業振興促進計画

令和2年2月21日作成
和歌山県東牟婁郡北山村

1. 計画策定の趣旨

(1) 本計画の趣旨

北山村は、和歌山県の東部に位置し、奈良県下北山村、三重県熊野市に囲まれた全国唯一の飛び地の村です。面積は48.21k㎡で、森林が全体面積の98%を占め、北側は山地がせまり、南側に北山川が流れ、北山川沿いに5つの集落が点在しています。

村の人口は、平成27年の国勢調査では446人、平成22年と比べて8.2%減少しており、人口減少が続いています。人口の減少トレンドの背景には、少子高齢化と雇用の場がないことが大きく影響しているところです。生産年齢人口比率は44.39%と全国平均より低く、老年人口比率は47.98%と高齢化が続いています。また、将来の人口推計では、2040年には237人になることが予想されております。

産業は、古くから杉、ヒノキの生産を中心とした林業と木材を筏に組んで運ぶ筏流しが盛んでしたが、林業の不況により、林業事業者、林業従事者も減少し、地域経済の活力の低下が懸念されているところです。

地域の雇用としては、公務員、郵便局、建設業などのほか、北山川の清流、急流などの地域資源を活かした観光事業となっています。

本計画は、平成27年に半島振興法第9条の2第1項に則り、本村の産業の現状把握と課題を示し、半島・過疎地域である当村の課題の解決に向け、北山村過疎地域自立促進計画の理念や方向性に即しつつ、内外環境の変化に積極的に対応して、本村として目指すべき産業振興の方向性や産業振興に必要な取組を示し、もってまちづくりを支える地域経済の活力再生と雇用の場の創出、若年層の定住を図ることを目的として策定したところ、同計画の期限が到来することに伴い、新たに計画を作成するものである。

(2) 前計画における目標及び達成状況

■平成27年策定の計画における目標

設備投資件数 4件

新規雇用者数 5人

内訳（設備投資件数・新規雇用者数）

| 業種 | 設備投資件数（件） | 新規雇用者数（人） |
|-----------|-----------|-----------|
| 旅館業 | 1 | 1 |
| 農林水産物等販売業 | 1 | 2 |
| 製造業 | 1 | 1 |
| 情報サービス業等 | 1 | 1 |

■平成31年度（令和元年度）終期における達成状況

| 業種 | 設備投資件数（件） | 新規雇用者数（人） |
|-----------|-----------|-----------|
| 旅館業 | 0 | 0 |
| 農林水産物等販売業 | 0 | 0 |
| 製造業 | 0 | 0 |
| 情報サービス業等 | 0 | 0 |

■改善すべき課題及び改定後の対応方針

本村においては、大規模な設備投資が行える企業が立地しておらず、半島税制を活用した設備投資等はいにくいのが現状となっています。しかし、特産品であるじゃばら事業を中心に事業を拡大し、新規雇用を生むことで地域経済の向上が果たされています。

今後は引き続き半島税制措置の周知に努め、地域内の企業の活性化、外部企業の誘致に尽力するとともに、移住者・新規雇用者の増大を目的とし、地域経済の更なる発展を目指します。

2. 計画の対象とする地区

本計画の対象となる地域は、北山村全域とします。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとします。

また、計画期間内であっても地域の実情に応じ、計画の変更を行っていくものとします。

4 産業の現状と課題

北山村では、観光筏下り、ラフティングなど観光業と、近年では、農業、加工業、販売業など連携させた「6次産業」として取り上げられる特産物のじゃばらを活用した地域産業が産業の中心です。

産業大分類別の就業者数をみると、建設業など第2次産業はあるものの、サービス業が中心であり、観光業以外では、雇用がなく、公務員、団体職員などに従事する人が多

くなっており、第3次産業を中心とした産業構造がデータからも見受けられます。

インフラ基盤についてみると、平成27年に開通した国道169号線おくとろ道路Ⅱ期区間が完成し、引き続きⅢ期工事が実施されるなど、道路整備が進んでおります。一方で未拡幅の区間も存在し、観光客誘致のための障害となっている区間も存在します。

(1) 農林水産業・農林水産物等販売業

■農業

平成27年農林業センサスによれば、本村の総農家数は18戸、販売農家戸数は3戸となっており、地形的に見ても98%が山林である本村は農業には適さない状況であると考えられます。

特産物のじゃばらにおいては、じゃばらの新加工場の建設、地理的表示の取得など、さらなるブランド化を推し進めております。全国で生産のすすむ各地のじゃばらに対し、優位性を確保していく必要があります。消費者ニーズに対応し地域外の購買力を取り込むため、魅力ある商品の開発等を進めるとともに、設備投資等を行い必要な施設整備を進められるかが課題となっています。

一方で、平成24年度に北山村じゃばら生産協同組合を設立していますが、農業従事者の高齢化と後継者不足は引き続き深刻な問題となっています。さらに、有害鳥獣による農作物の被害が発生しており、年々、深刻さを増しています。生産拡大のためには農地の確保、後継者の育成等が課題となっています。

■林業

平成27年農林業センサスによると森林計画面積は4,447㎡、うち私有面積が3,207㎡、林業経営体は4経営体となっています。木材需要の不振や山間地域の過疎化、林業従事者の後継者不足など林業経営の環境は極めて厳しいものがあります。

一方で森林環境税及び森林環境譲与税・森林経営管理制度が導入されるなど、林業に関わる環境は大きく変化してきており、バイオマス事業等エネルギー関連、観光面での活用など、幅広い森林資源の活用の検討が課題となっています。

■水産業

水産業については、当村の水産資源は鮎、アマゴなどですが、いずれも、釣り客が楽しむ程度で、産業としての漁業はありません。

■農林水産物等販売業

農林水産物等の販売業としては、村内で収穫されたじゃばら及びじゃばらの加工製品の販売が中心となっています。村内道の駅や各商店にて販売を行っており、地元住民や観光客に対する地元製品の主要な窓口となっています。観光部門と協力し、地域外ユーザー・観光客を安定的に確保し、売り上げの向上を図ることが課題となっております。また、他地域でのじゃばらの製造加工が新興してきているなか、じゃばらを中心とした地域産品を活用した料理の提供スペース、軽食販売所の設置運営などこれまでとは違う

販売形態の検討、持続可能な運営方針等を検討する必要があります。

(2) 商工業（製造業を含む）

商業においては、平成26年経済センサスによれば、本村の非農林漁業の事業所数は43事業所、従業者数は218人であり、1事業所当たりの従業者数は5人と極めて小規模です。

工業においては、平成30年工業統計によると、本村の製造業事業所数はじゃばら加工場のみとなっています。本村は、市街地からも距離があり、高速道路のインターにも1時間以上の時間がかかるため、新規の事業所、製造工場などの誘致も難しい状況ですので、既存のじゃばら産業の活性化を進めています。

商業においては、住民参画により地域の特色を生かした活性化を図るほか、農業や観光などの地域資源を活用した商品開発などに取り組む商業者を支援できる体制を確立できるかが課題となっています。

工業においては、立地条件や地域資源を生かして地元雇用に結びつく企業の誘致活動をいかに効果的に行えるかが課題となっています。

(3) 観光業（旅館業を含む）

平成30年の観光客入込数は延べ80,944人、このうち宿泊客数は6,372人であり、増加傾向にありますが、現在営業している旅館業者は2施設とキャンプ場等になります。

当村は、自然（奥瀬峡、四の川溪流など）や歴史（筏流し、寺院など）、食（じゃばら、ジビエなど）などに関する観光資源が点在しているものの、発信力に乏しく、また資源周辺の環境整備が不十分であることなどから、せっかくの資源が有効に活用されていない状況にあります。さらに個々の資源相互の結びつきが弱く、観光利用の受け入れ態勢も不十分な状況にあります。

平成27年に立ち上がった観光協会を中心に観光立村を目指しているところですが、北山村のみならず、周辺地域とも協力し、地域の特性を生かした広域周遊や既存施設・資源の有効活用を考慮した総合的な施策をどのように展開できるかが課題です。また、観光地の特性を生かした良質なサービスの提供を確保するため、宿泊施設等の整備等を進めていけるかが課題となっています。

(4) 情報サービス業等

現在村内において、該当する企業はないものの、立地上不利な北山村においても躍進の見込める業態であり、また、地域事業や地域振興のために今後必要なツールであることが想定されます。新たな事業の創出に向けたインフラ整備や支援の強化、誘致に向けた施策の立案が課題となっています。

5. 産業振興の対象とする事業が属する業種

本計画における産業振興の対象業種を、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等とします。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等の役割分担

本村の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独または連携して以下のとおり取組を推進する。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

| 取組事業 | 説明 |
|----------|--|
| 流通基盤整備事業 | 生産能力の向上・衛生管理の強化を図り、じゃばら加工場の整備を中心に施設整備を行う |
| 販路拡大事業 | 加工品の販売促進のため、商標管理の強化のほか、各地での測範活動を行い、ブランド力を高める |
| 加工品開発事業 | 新たな加工品開発を支援し、ブランド力の強化、収入の増加を図る |
| 生産者支援事業 | 生産量の安定・増加のため、生産指導等を行い、生産者の収入の増加を図る |

| 実施主体・主な役割 | |
|-----------|---|
| 村 | 流通基盤整備事業の実施、販路拡大事業の実施、加工品開発事業の実施、生産者支援事業の実施 |
| 森林組合 | 山林資源を活用した事業化の促進、山林の適正管理のための意識啓発・広報 |
| 漁業組合 | 持続可能な河川利用のための利用者に対する意識啓発・広報 |
| 商工会 | 事業者による生産販売事業の支援 |
| 観光協会 | 観光PRと連携した販促活動の推進 |

(2) 商工業（製造業を含む）

| 取組事業 | 説明 |
|-----------|------------------------------|
| 中小企業の経営支援 | 村内中小企業に向けた補助制度を実施し、経営の安定化を図る |
| 創業支援 | 創業相談窓口の設置、経営者の育成支援 |

| 実施主体・主な役割 | |
|-----------|---|
| 村 | 中小企業補助制度の創設・実施 起業支援制度の創設・実施 起業相談窓口の設置 |
| 商工会 | 村補助制度の斡旋 起業相談会の実施 |

(3) 観光業（旅行業を含む）

| 取組事業 | 説明 |
|---------|---|
| 観光資源の開発 | 村内観光資源の洗い出しを行い、滞在時間の長期化を図る観光コースの作成、収益の増加を図る |
| 広域連携事業 | 周辺地域と連携し、広域的な観光 PR を行うとともに、広域観光を可能とする環境・公共交通等の整備を行う |
| 観光事業者支援 | 宿泊設備の拡充、インバウンド対応など多様化する観光事業に応じた補助制度の整備 |

| 実施主体・主な役割 | |
|-----------|---|
| 村 | 観光協会と連携した観光資源の開発 周辺地域と連携した広域連携事業の実施 観光事業者支援につながる補助制度の創設 |
| 観光協会 | 村・周辺地域と連携した観光資源の開発 |

(4) 情報サービス業等

| 取組事業 | 説明 |
|----------|-----------------------|
| 企業立地促進事業 | 企業立地等に向けた補助制度の実施、誘致促進 |

| 実施主体・主な役割 | |
|-----------|---------------------------------------|
| 村 | 企業立地、雇用創出に関する補助事業の創設 情報通信環境整備事業の実施 |
| 商工会 | 企業立地の斡旋 創業支援の相談 |

(5) 共通の取組

| 取組事業 | 説明 |
|---------------|--|
| 租税特別措置の活用促進事業 | 村内外問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る |
| 地方税の不均一課税 | 計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する |

| 実施主体・主な役割 | |
|-----------|---|
| 村 | 租税特別措置、地方税の不均一課税の実施 Web 媒体、情報媒体による情報発信 |

| | |
|------|------------------------------|
| | 企業訪問による事業者への直接周知 |
| 県 | 地方税の不均一課税の実施 企業研修における制度周知 |
| 森林組合 | 組合員に対する制度周知 |
| 漁業組合 | 組合員に対する制度周知 |
| 商工会 | 会員への制度の斡旋・周知 |
| 観光協会 | 協会員に対する制度周知 |

7. 計画の目標

計画の目標値を下記のとおりとします。

(1) 設備投資の活発化に関する目標

半島税制の周知に最大限取り組み、企業誘致等を推進することで計画の達成を図ります。

設備投資件数 1 件

(2) 雇用・人口に関する目標

新規雇用者数 5 名

北山村は2040年に係る人口目標として年間1世帯4名の移住を掲げており、本計画の策定に伴う事業環境の改善による統一の目標とします。

(3) 事業者等向け周知に関する目標

①説明会の実施

商工会と連携し、定例会等を活用した年1回以上の事業者に対する説明の実施

②WEB 媒体等による情報発信

村 WEB サイトに半島税制の周知資料を掲載し、年1回以上広報誌等で情報発信します

③事業者への直接周知

村内事業者へ周知パンフレットを年1回以上直接配布するとともに、相談窓口等に周知資料を設置します。

なお、目標の評価にあたっては、村内商工会等と連携し、計画各年度において評価を行うとともに、目標の見直し、計画の改定を行うものとします。

○参考資料

・総人口の推移

(単位：人)

| 区 分 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|---------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 総人口 | 593 | 635 | 570 | 486 | 446 |
| 年少人口 (14 歳以下) | 54 9.1% | 65 10.2% | 59 10.4% | 35 7.2% | 34 7.6% |
| 生産年齢人口 (15～64 歳) | 325 54.8% | 310 48.8% | 267 46.8% | 206 42.4% | 198 44.4% |
| 老年人口 (65 歳以上) | 214 36.1% | 260 41.0% | 244 42.8% | 245 50.4% | 214 48.0% |

資料：国勢調査

・産業別就業人口の推移

(単位：人)

| 区 分 | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 就業人口 | 222 | 243 | 215 | 159 | 173 |
| 就業率 | 41.2% | 42.6% | 42.1% | 35.3% | 42.2% |
| 第 1 次産業 | 18 8.1% | 17 7.0% | 5 2.3% | 13 8.2% | 20 11.6% |
| 第 2 次産業 | 69 31.1% | 64 26.3% | 58 27.0% | 28 17.6% | 31 17.9% |
| 第 3 次産業 | 135 60.8% | 162 66.7% | 152 70.7% | 118 74.2% | 122 70.5% |

資料：国勢調査

・観光客

(単位：
人)

| | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 宿泊客数 | 6,195 | 7,596 | 5,324 | 6,123 | 6,372 |
| 内村営施設（温泉・バンガロー） | 3,122 | 4,561 | 3,412 | 3,233 | 3,188 |
| 内キャンプ場 | 939 | 1,262 | 491 | 1,050 | 2,106 |
| 内外国人 | 10 | 10 | 0 | 79 | 80 |
| その他 | 2,124 | 1,763 | 1,421 | 1,761 | 998 |
| 日帰り客数 | 74,853 | 76,028 | 81,846 | 85,713 | 74,572 |
| キャンプ・川遊び等 | 939 | 0 | 491 | 1,050 | 2,106 |
| アウトドア・スポーツ等 | 5,459 | 6,497 | 6,928 | 6,548 | 4,974 |
| 釣り等 | 16,060 | 17,144 | 18,300 | 19,206 | 15,545 |
| 道の駅施設・公園利用等 | 39,543 | 41,621 | 43,801 | 42,328 | 37,402 |
| その他 | 12,852 | 10,766 | 12,326 | 16,581 | 14,545 |
| 総数 | 81,048 | 83,624 | 87,170 | 91,836 | 80,944 |

資料：和歌山県観光客動態調査より抜粋